河川における
水生生物保全環境基準の適用について

富山県では、水生生物の保全を図るため、県内の主要 27 河川について水生生物保全環境基準の水域類型を指定しています。

県内の河川では、次のとおり、「全亜鉛」、「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ）」に係る環境基準が適用されます。

【水生生物保全環境基準（河川）】

項目 / 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	ＬＡＳ
生 物 Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生 物 Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下

※　全亜鉛については平成 25 年４月（県西部河川）及び平成 26 年４月（県東部河川）から、ノニルフェノール及び LAS については平成 31 年４月から基準の適用を開始

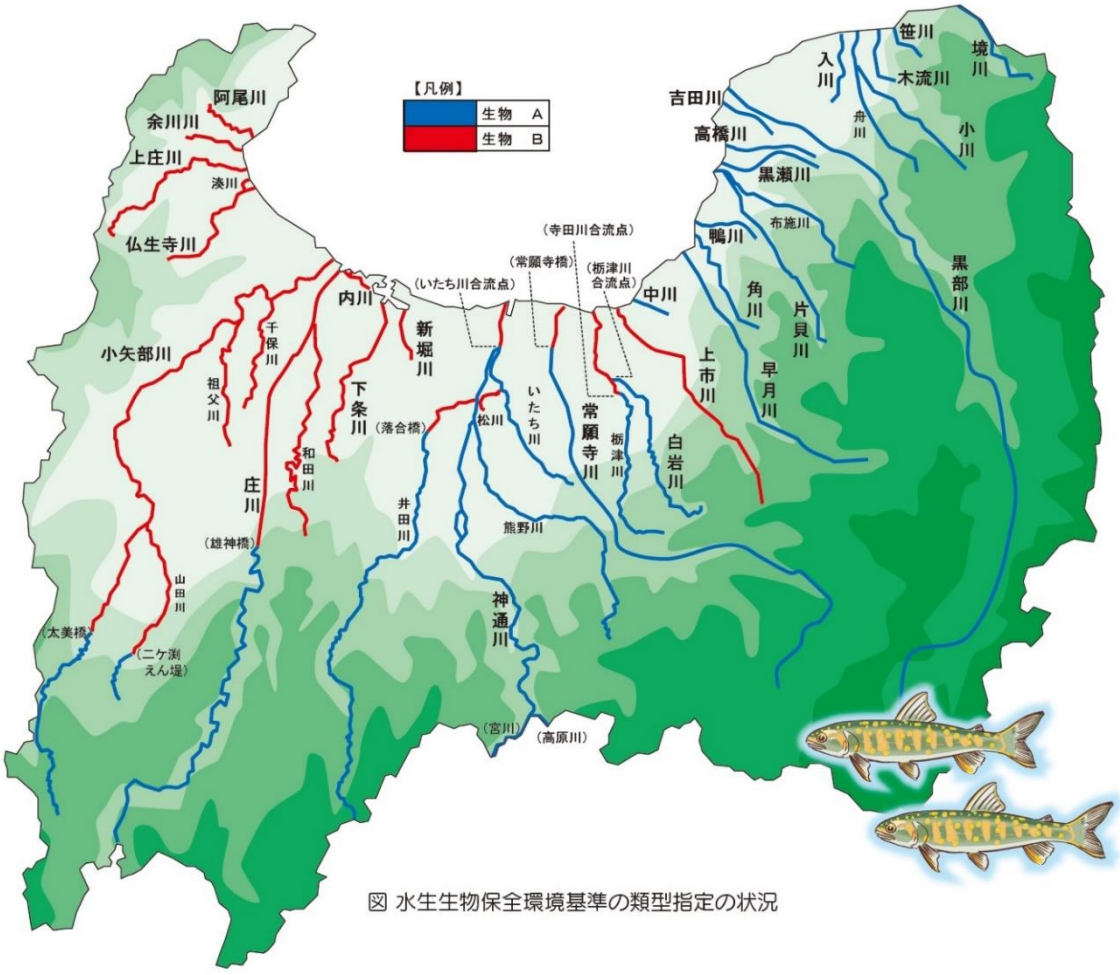

図 水生生物保全環境基準の類型指定の状況

富山県

〒930-0005　富山市新桜町５－３　第２富山電気ビルディング８階
富山県 生活環境文化部 環境保全課
TEL　076（444）3146　　FAX　076（444）3481
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/index.html

平成 31 年４月作成